

**燃料電池トラック早期実装化支援事業
事業者公募要領
(改造事業者)**

令和8年3月26日

**東京都 産業労働局 産業・エネルギー政策部
新エネルギー推進課**

目次

1	目的	3
2	本事業の内容	3
	(1) 名称	3
	(2) 協定期間	3
	(3) 事業概要	3
	(4) 都が負担する経費	3
	(5) 本事業の対象車両	5
	(6) 本事業の詳細	6
3	事業の進め方	7
	(1) 概要	7
	(2) 提案者の要件	7
	(3) 質問	8
	(4) 参加申請書（様式1）の提出について	8
	(5) 提案書の作成	8
	(6) 提案書の審査	8
	(7) 改造事業者の選定後から協定締結まで	8
	(8) 協定の締結	8
	(9) 事業実施者の選定後について	8
	(10) 報告書の提出	9
	(11) 事業費の支払等	9
4	応募方法	9
	(1) 提出書類	9
	(2) 事業者提案書記載事項	9
	(3) 提出方法	10
	(4) 提出先	10
	(5) 免責事項、注意事項等	10
	(6) その他	10
5	応募に関する審査等	10
	(1) 審査方法	10
	(2) 採択事業者数	12
	(3) 審査結果の通知	12
6	著作権及び提出書類等の取扱い	12
	(1) 応募者から提出された提案書等の著作権	12
	(2) 応募者から提出された提案書等の使用	12
7	その他	12
	(1) 応募に係る費用	12
	(2) 個人情報の取り扱い	12
8	本公募全般に関する問合せ先	12

1 目的

東京都（以下「都」という。）では、エネルギーの安定供給の確保や脱炭素化に向け、都内における水素エネルギーの需要拡大・早期社会実装化に取り組んでいる。なかでも、走行距離が長い商用車両での水素活用は、運輸部門の脱炭素化と水素利用の拡大のために非常に重要であり、都は、自動車メーカーや荷主・物流事業者等と連携し、燃料電池トラックの実装化を促進している。

これらを踏まえ、燃料電池トラックの更なる普及拡大を進めるためには、燃料電池トラックの将来的な車種拡大を促すことが必要である。

本事業では、燃料電池トラックの将来的な車種拡大に向けて、都内事業者の需要が高い車種等を FC 車両に改造して導入効果の検証等を行うことを目的とする。

2 本事業の内容

(1) 名称

燃料電池トラック早期実装化支援事業（以下「本事業」という。）

(2) 協定期間

協定を締結した日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

(3) 事業概要

本事業では、都内事業者の需要が高い車種を対象に、FC 車両への改造、走行実証による導入効果の検証等を都と共同で実施する。

・事業スケジュール（予定）

令和 8 年度	FC トラックへの改造
令和 9 年度	FC トラックの運用、導入効果の検証

*FC トラックの運用は、改造が完了次第、令和 8 年度内に開始することも可能

(4) 都が負担する経費

都は、本事業に要する①・②の経費について、以下の費用を負担する。なお、都は、本負担額以外は一切負担しないものとし、負担の方法は③のとおりとする。

また、対象となる経費は以下アからウまでのすべての条件に合致する下表に掲げる経費とし、千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てるものとする。

- ① 令和 8 年度に行う燃料電池トラックの改造に係る経費について、改造事業者またはトラック使用者に対して、1 台につき、67,400,000 円を上限に負担し、改造事業者 1 者が 2 台の改造を行う場合は、その合計額に対して、134,800,000 円を上限に負担する。なお、経費には以下のものを含む。

- ア 設計・開発費用
- イ 車両改造費用（*）
- ウ 燃料電池等部品費用
- エ ラッピング費用
- オ 車両輸送費

*車両使用者が既存車両の提供を希望しない場合は、車両調達費用を含む

② 令和9年度に行う燃料電池トラックの運用に係る経費について、改造事業者またはトラック使用者に対して、1台につき、2,400,000円を上限に負担する。なお、経費には以下のものを含む。

ア 車両登録費

イ 燃料電池トラックのメンテナンス・保険料

③ 都は、トラック使用者または改造事業者から提出された報告書を適正と認めた場合に、トラック使用者または改造事業者からの請求に基づき、①・②の費用を年度ごとに支払う。

・対象経費の条件

ア 本事業のために必要な経費であること。

イ 支援対象期間内に契約、履行又は取得、支払が完了した経費であること。

ウ 用途、単価、規模等の確認ができ、本事業に係る経費として明確に区分できる経費であること。

費目		内容
人件費		事業の person 費は、パート・アルバイトを含む当該事業に直接従事する者（以下、「事業従事者」という。）の直接作業に要する時間に対して支給される給与を計上する。
事業費	旅費	当該事業に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。 経費の算出に当たっては、事業者の内部規程等によることとする。 出張が当該事業以外の事業と一連のものとなっており、当該事業以外の事業に係る経費が存在する場合は、当該事業に係る部分とその他の事業に係る部分に区分し、当該事業に係る経費のみを計上する。 事業者においては当該事業に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。
	設備 備品費	備品は、取得価格が100,000円以上の物品であって消耗品に該当しないものをいう。 なお、事業の実施に必要な設備・備品は、原則としてリースやレンタルにより調達すること。
	消耗品費	取得価格が100,000円未満の物品に係わる経費。 取得価格が100,000円以上の物品であっても、おおむね2年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は、消耗品として構わない。（試薬、消耗実験器具、消耗部品、ソフトウェア、試作品等）
	印刷 製本費	当該事業に直接必要な検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上する。
	通信 運搬費	当該事業に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等） 通信運搬費として計上する経費は当該事業に直接必要であることが証明すること

	<p>ができるものとし、事業者において当該事業以外の事業でも使用している電話等の料金については一般管理費に含むものとする。</p>
借料及び損料	<p>事業に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該事業を実施するにあたり直接必要となる物品等の借料を計上する。</p> <p>リース等により調達した物品は当該事業のみに使用することとし、(当該事業のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととする。) リース料等については、当該事業の事業期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。</p>
光熱水費	<p>当該事業に直接必要な電気・水道・ガス料金等の光熱水費。</p> <p>光熱水費として計上する経費は、当該事業に直接必要であることを証明することができるものとし、事業者において当該事業以外の事業でも使用している費用については一般管理費に含むものとする。</p>
雑役務費	<p>当該事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費(当該事業に必要な機器のメンテナンス費、分析費、速記料、通訳料、翻訳料等)を計上する。</p> <p>一般管理費を含むものは、一般管理費の算定根拠から除くこと。</p>
外注・委託費	<p>当該事業を行うために必要な経費のうち、事業者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費を計上する。</p>
一般管理費	<p>事業を行うために必要な経費のうち、事業に要した経費としての特定が難しいものの経費。</p> <p>一般管理費率は、事業者の内部規程等で定める率又は合理的な算出方法により算出したと認められる率を使用することを原則とする。</p>

(5) 本事業の対象車両

① 次の要件を満たす積載量2トン程度の車両とする。

- ア 自賠責保険、自動車保険(任意保険)に加入している車両であること。
- イ 緊急事態が生じた場合、改造事業者の営業所等で対応可能な車両であること。

② 架装種類

4(2)に記載のとおり、改造事業者は以下アからオから改造を希望する架装種類を選択のうえ、目標仕様を含めた計画書を提出のうえ応募を行い、都は委員会により選定を行う。その後、都はこの選定した改造事業者・架装種類・目標仕様を公表し、トラック使用者の募集・選定を行う。都は選定した改造事業者とトラック使用者をマッチングさせ、双方合意したものが改造による燃料電池トラックの架装種類となる。

・架装種類

- ア ドライバン(荷台が箱型であり、温度調節機能のない架装)
- イ 冷蔵冷凍車(冷却装置があり荷台に温度調節機能のある架装)
- ウ 平ボデー(荷台に屋根のない架装)

エ ウィング車（荷台の側面が翼のように開く架装）

オ その他改造を希望する架装種類

（6） 本事業の詳細

都は、改造事業者の募集・選定後に、選定した改造事業者を公表したうえで、トラック使用者を別に募集・選定を行い、選定した改造事業者とトラック使用者をマッチングさせることで、事業を実施する事業者のグループ（以下「事業実施者」という。）を成立させる。事業実施者は、次に掲げる事項を、本事業期間中にそれぞれ実施するものとし、次の役割分担により、相互に協力して事業を実施する。

都	事業実施者	
	改造事業者	トラック使用者
①本事業の運営費の負担 （都負担上限額内に限る） ②本事業に係る調整 ③本事業の広報及びPR	①燃料電池トラックへの改造 ②燃料電池トラックの点検・保守 ③安全管理 ④広報及びPRへの協力 ⑤報告書の提出	①現場でのオペレーションの統括 ②燃料電池トラックの運用 ③広報及びPRへの協力 ④アンケートの実施・報告書の提出

*車両調達はトラック使用者が希望する場合はトラック使用者の既存車両、希望しない場合は改造事業者が調達

ア 改造事業者

（i） 既存トラックの燃料電池トラックへの改造

改造事業者は、既存トラックを燃料電池トラックへ改造を行う。

（ii） 燃料電池トラックの点検・保守

改造事業者は、トラック使用者が燃料電池トラックを円滑に利用できるよう、月次検査、年次検査、部品の追加及び交換その他必要なメンテナンス等により燃料電池トラックの状態を確認し、燃料電池トラックの異常等に対処する事で、燃料電池トラックの円滑な運用維持に努める。

（iii） 安全管理

改造事業者は、燃料電池トラックの使用法、禁止事項その他燃料電池トラックを使用するに当たっての遵守事項をトラック使用者に周知徹底する。

（iv） 広報及びPRへの協力

改造事業者は、東京都が実施する本事業の広報及びPRに協力する。

（v） 報告書作成への協力

改造事業者は、トラック使用者が作成するトラック利用報告書の作成に当たって、必要な情報の提供や図面の作成等に協力する。

イ トラック使用者

（i） 現場でのオペレーションの統括

トラック使用者は、現場で燃料電池トラックの利用を円滑に行えるように、都、改造事業者との調整等を自ら進んで統括して実施する。

（ii） 既存トラックの提供

トラック使用者が希望する場合は、改造事業者が燃料電池トラックに改造を行う既存トラックを提供する。

(iii) 燃料電池トラックの運用

トラック使用者は、改造事業者より燃料電池トラックの提供を受け、運用を行う。

(iv) 日常業務での燃料電池トラック利用・アンケートの実施・報告書の提出

トラック使用者は、燃料電池トラックを日常業務において利用する。また、対象車両を利用した使用者にアンケートを実施し、アンケート結果及び将来的な燃料電池トラックの導入に向けた報告書（以下、「報告書」という。）を都に提出する。

(v) 広報及びPRへの協力

トラック使用者は、東京都が実施する本事業の広報及びPRに協力する。

3 事業の進め方

(1) 概要

次に示すスケジュールに従い、改造事業者の公募を行う。採択後に、都は採択された事業者と改造FCトラックの仕様目標を示したうえで、トラック使用者の公募を別途行い、改造事業者とトラック使用者をマッチングさせ、都と事業実施者が協定を締結のうえ、事業を実施する。

公募要領等の公表	令和8年3月26日（月曜日）午後2時
質問の受付	令和8年3月26日（月曜日）から4月3日（金曜日）午後5時まで
質問への回答	令和8年4月7日（火曜日）まで
提案書の提出	令和8年4月7日（火曜日）から4月24日（金曜日）正午まで
プレゼンテーション 及び審査会	令和8年4月28日（火曜日）
審査結果通知	令和8年4月30日（木曜日）（予定）
○トラック使用者の公募・選定 改造事業者の採択後にトラック使用者の公募選定を別途実施	
○改造事業者・トラック使用者のマッチング 改造事業者・トラック使用者の選定後に、両者のマッチングを実施	
協定締結	令和8年5月（予定）

(2) 提案者の要件

本事業に係る公募に応募することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定のいずれかに該当する者
- エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中である者
- オ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- カ 暴力団等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

キ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者

ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項の規定に基づく排除措置の期間中である者

(3) 質問

本公募に関して、質問事項がある場合は、様式2「質問票」に必要な事項を記載の上、次に示す期間中に、電子メールにより送付することとする。電話や訪問等、電子メール以外による問合せについては対応しない。

なお、質問への回答は、令和8年4月7日（火曜日）までに、東京都産業労働局のホームページ上に掲載し、原則として個別回答は実施しない。

・質問受付期間

令和8年3月26日（木曜日）から同年4月3日（金曜日）午後5時受信分まで

・提出先

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

E-mail : S0291503@section.metro.tokyo.jp

(4) 参加申請書（様式1）の提出について

本公募に参加を希望する場合は、事業者提案書を提出する前に先行して「参加申請書（様式1）」を、「8本公募全般に関する問合せ先」に記載の部署へメールにより提出すること。

※電子メールの表題は「燃料電池トラック早期実装化事業 公募に関する参加申請書」とすること。

※メール送信に際し、「8 本公募全般に関する問合せ先」記載の連絡先に電話連絡を行うこと。

(5) 提案書の作成

4「応募方法」に記載する内容に基づき提案書を作成し、令和8年4月24日（金曜日）正午までに提出すること。

(6) 提案書の審査

5「審査方法」に記載する内容に基づき審査を実施し、採択事業者を決定する。

(7) 改造事業者の選定後から協定締結まで

都は、改造事業者を選定後に、トラック使用者を別途選定する。

都は選定した改造事業者と提案された改造後の燃料電池トラックの仕様目標などを示してトラック使用者の募集を行い、トラック使用者は希望する改造事業者を示して応募する。

(8) 協定の締結

都は選定した改造事業者及び別途選定を行うトラック使用者を決定する。都、トラック使用者、改造事業者の3者で、都が別途、提示する案に基づき本事業の実施に関する協定を締結するものとする。

(9) 事業実施者の選定後について

ア 選定結果の取消し

都は、事業実施者を選定した後において、応募内容に虚偽のあることが判明した場合や協定等を締結

しない場合など、事業実施者がこの要綱に定める手続に違反したときは、事業実施者の選定を取り消すことができる。

イ 事業実施計画の変更

都は、事業実施者を選定した後において、事業実施者が提出した9(1)③の事業実施計画書について、事業実施者と協議の上、必要な変更を求めることができる。

ウ 事業実施者の公表

事業者のマッチング後、都は事業実施者の名称を東京都産業労働局ホームページ等において公表する予定である。

(10) 報告書の提出

都と協定を締結した者は、(8)に記載の協定に定めるところにより、令和8年度に実施した内容を令和8年度内に中間報告書に整理のうえ提出すること。また、令和9年度に本事業による燃料電池トラックの走行が終了した後に、最終報告書を提出すること。

(11) 事業費の支払等

都は、当該事業に要する経費を各年度の事業終了後に、前項の報告書の提出が適切であると判断する場合は、採択事業者からの請求に基づき、(8)に記載の協定に定める金額を上限として支払う。

4 応募方法

(1) 提出書類

応募者は、①を3(4)のとおり提出のうえ、次の書類の②から③までの書類を作成し、作成後、正本1部(両面印刷)、副本7部(両面印刷)及び電子媒体1部(正本に添付)を都に提出する。

また、添付書類として、④から⑦までの書類を各1部提出すること。

- ① 参加申込書 様式1 *②から⑦までの書類に先行して提出すること
- ② 事業者提案書 様式3
- ③ 事業実施計画書 様式4
- ④ 会社概要(設立年月日、資本金、組織図、役員名簿、事業内容、年間売上高等)
- ⑤ 法人の登記事項証明書
- ⑥ 定款又は寄付行為(写し)
- ⑦ 印鑑証明書(原本)

(2) 事業者提案書記載事項

前項イに記載の事業者提案書は、5(1)に示す審査項目等を踏まえた上で、以下事項を記載すること。

- ・応募者の財務状況
- ・本事業に関連する実績
- ・本事業の実施計画

以下①架装種類のうち、当事業において改造を希望する種類を希望するだけ選択し、それぞれの希望する架装種類に対して、以下②記載事項のアからウまでを記載した計画とすること。

また、②イの実施スケジュール及び②ウの本事業に必要な経費については、改造のベースとなる車両を

トラック使用者から提供を受ける場合、及び、改造事業者自らが調達する場合の双方について記載すること。

①架装種類 2(5)②に記載の架装種類（ドライバン、冷蔵冷凍車など）

②記載事項

ア 目標仕様（航続距離・燃費・水素充填量・積載量・車体寸法など）

イ 実施スケジュール

ウ 本事業に必要な経費（概算）

(3) 提出方法

郵送又は持込み

*持込みによる提出の場合は、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除き、午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとする。

*郵送による提出の場合は、公募期間中に必着することとする。

(4) 提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎 20階南側

産業労働局 産業・エネルギー政策部 新エネルギー推進課

水素エネルギー推進担当（燃料電池トラック早期実装化支援事業）

(5) 免責事項、注意事項等

応募者は、次に掲げる事項について了承した上で応募を行うこととする。

ア 採択事業者は、「2(6)本事業の詳細」について、全ての責任を負うものとする。

イ 本事業の適切な遂行を確保する必要があると都が認めるときに、都が実施する採択事業者の営業所等への立入り、帳簿書類その他の物件の調査及び関係者への質問に応じること。

ウ 都が本事業の適切な遂行に当たり改善の必要を認めた場合は、協議の上、具体的な改善策を実施すること。

(6) その他

ア 応募は1者につき1応募とする。ただし、改造事業者は1応募に対し、複数のトラック使用者とマッチングする可能性がある。

イ 応募書類の提出後に本事業への応募を辞退する場合は、様式4「辞退届」を提出することとする。

5 応募に関する審査等

(1) 審査方法

提出された提案書及び応募者によるプレゼンテーションを基に、「燃料電池トラック早期実装化事業の公募に係る審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、次表に掲げる審査項目ごとに審査内容及び審査の視点に基づき厳正に審査し、総合的に評価する。

また、プレゼンテーションの実施は以下のとおりとする。

① プレゼンテーション出席者について

本事業を行う場合の総括責任者が出席すること。

また、補助者として、本事業を行う場合の業務責任者又は業務主任が出席することもできる。ただし、その場合は、総括責任者を含めて3名以内とすること。なお、補助者も、説明及び質疑に対する回答をすることができる。コンソーシアムを構成している場合は、幹事企業を総括責任者とすること。

② 自己紹介等

ヒアリング時の自己紹介は、「本案件の総括責任者です。」「本案件の業務主任です。」などの発言にとどめ、会社名、個人名等が特定されるような発言は厳に謹むこと。

また、社章、名札、封筒など会社名、個人名等が特定できるものについては、身に付けたり、机の上等に置いたりしないこと。ヒアリングはインターネットを利用した Web 会議で実施するため、背景の映り込みについても会社名、個人名等が特定できないようにすること。

③ ヒアリング当日

ア ヒアリングはインターネットを利用した Web 会議で実施する。事前に指定された時間までに指定された Web 会議に接続し、通信できる状況とすること。

なお、インターネット回線が切断されないよう環境を整えること。

また、指定された Web 会議に必要なアプリのインストールを事前に行うこと。

イ ヒアリング時における、追加資料等の提出は一切認めない。また、ヒアリング時は提案書概要版にて説明を行うこと。Web 会議でのファイルの画面共有は行わない。ページ番号を伝えながら説明を行うこと。

ウ 質疑の時間が限られているため、質問に対しては簡潔に答えること。

エ 携帯電話の電源は必ず切ること。また、録画、録音機器等の使用は禁止する。

④ ヒアリング後、応募者は審査委員からの質疑に応答する。

⑤ 審査委員は上のヒアリングを実施のうえ、提案内容について採点を行い、採点の結果 1 位となった応募者を事業実施者として選定する。

⑥ 審査委員会の日時等は、応募者に対し、別途通知する。

なお、事業者の選定方法の詳細は、都が別に定める選定要領にて定めることとし、選定基準に係る項目の概要については、以下審査項目のとおりとする。

・ 審査項目

	審査項目	審査内容	審査の視点
1	応募者	財務状況	・ 提案事業を着実に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。
		実績	・ 応募者は、水素に係る事業など脱炭素に貢献する取組、対策を行っている事業者であるか。 ・トラックなど商用車の改造を行った実績があるか。
2	実施内容	技術的実現可能性	・ 提案された技術や方法が実際に実現可能なものとなっているか。 ・ 提案事業の実施に必要な技術、課題等を明確に捉えているか。

		改造	・燃料電池トラックへの改造の計画が具体的に示されているか。
		点検・保守	・燃料電池トラックの点検・保守の計画が具体的に示されているか。
		将来展望	・今後の展望を見据えた実施内容となっているか。 ・本事業実施後の都内への展開を検討しているか。
3	実施体制	実施計画	・本事業期限までに完了できる実効性のある現実的な実施計画が立てられているか。
		実施体制	・本事業の実施に際し、必要な人員が確保されているか。 ・他事業者等と十分な連携が取れる体制となっているか。
		費用	・必要経費が具体的に明示されているか。 ・初期投資、運用コストなどの経済性が高いものになっているか。

(2) 採択事業者数

改造事業者 最大2者

トラック使用者 最大2者

(3) 審査結果の通知

- ① 審査の結果は、応募者全員に対して書面により個別に通知する。
- ② 都は、審査結果について、採択事業者の名称を東京都産業労働局HPで公表する。公表項目は、採択事業者名及び評価結果とする。採択事業者以外の参加者については、評価結果のみの公表とし、事業参加者名は公表しない。

6 著作権及び提出書類等の取扱い

(1) 応募者から提出された提案書等の著作権

応募者から提出された提案書等の著作権は、提出した応募者に帰属するものとし、提案書等の作成に当たり利用許諾を得ずに第三者の著作物を使用した場合等の責めは、全て応募者に帰することとする。

(2) 応募者から提出された提案書等の使用

都は、応募者から提出された提案書等は、採択事業者の審査のみに使用する。また、審査及び実施団体の選定に必要な限度で応募者の承諾を得ずに無償で複製又は使用をすることができるものとする。

提出された情報のうち事業者名及び様式3については、都は、マッチングした事業実施者に提供する。

なお、提出された提案書等は返却しない。

7 その他

(1) 応募に係る費用

本公募の応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 個人情報の取り扱い

個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報に関する特記仕様」を遵守すること。

8 本公募全般に関する問合せ先

本公募に関する問合せは、次の担当へ電子メール又は電話で行うこと。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

E-mail : S0291503@section.metro.tokyo.jp

電話番号（直通）：03-5388-3570